

第11期第3回神奈川県男女共同参画審議会での委員意見について

<「反映」欄について>

A・・・反映済み／実施済み

B・・・今後反映／調整中

C・・・反映しない

導入部分等

No	項目	委員	ご意見	反映
1	現 状 と 課 題	白 河 委員	なぜ少子化問題から入るのか、やはり産む性としての女性の問題ということが根底にあると思う。「現状と課題」は「(1)神奈川の人口動向」と「(2) 男女共同参画をめぐる神奈川の特徴」の順番を逆にしてほしい。男女共同参画は少子化対策のためでなく、ジェンダー平等の達成の効果として少子化が解消するという構図である。	A
2		湯 澤 委員	「(2) 男女共同参画をめぐる神奈川県の特徴」を最初に打ち出すほうが良いのではないかと。人口動向等で、やはり未婚率が高くて晩婚化というようなことは、どこでも言われるが、重要なのは、結婚していようがいまいが、届出を出していようがいまいが、生き方に中立な社会の政策があるということが重要だと思う。	
3		野 村 委員	「～いわゆるM字カーブを描いています。全国的にはM字カーブは改善傾向にありますが、神奈川県の場合、就業率が落ち込む35～39歳の女性の労働力率は全国第46位となっています。このような状況は、子育てしながらの継続就業の難しさを表しており、～」に修正してはどうか。	A
4		岩 田 委員	我々を取り巻く大きな社会の変化をどういうふうに捉えるか。人口動態、人口減少、少子高齢化、国際化やグローバル化については体系図をみても意識していることがわかる。それ以外に大事なこととして、社会のあらゆる分野のデジタル化、そして地球環境問題が非常に大きな制約になっているということ、これが男女共同参画という問題を取り巻く大きな社会の変化だと思う。これから変化していくであろう社会をどういうふうに我々は捉えているかということを書いていただきたい。	A/C

No	項目	委員	ご意見	反映
5	ジェンダー平等	野村委員	「ジェンダー平等」に関する説明をする方策の一つとして、「現状と課題」の後に、大きな柱として「背景」というものを立てて、そこで、今も国際社会においてもジェンダー平等というものを目指して、このような動きがあるというのをしっかり書き込むことによって、「ジェンダー平等」についての理解もでき、なぜ今回、「～すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ～」という、大きな柱が立ったかということにも理解が繋がるのではないかと。各論に入る前に、策定の趣旨を書いて、その後に背景を書いて、そして現状と課題に入る方が流れとしてはいいのではないかと。「ジェンダー平等」ということを理解してもらうには、国際社会の動きをしっかりと書き込む必要がある。	B
6		鈴木委員	今回副題で「ジェンダー平等」という言葉を使っているのですが、基本目標の辺りで、「ジェンダー平等」という言葉の説明をした方がいいのではないかと。「男女共同参画」とどう違うのか、という疑問を抱く方もいると思われるので、「ジェンダー平等」という言葉の意味合いや目指すものの説明を加えた方がわかりやすいのではないかと。	B
7		白河委員	「ジェンダー平等」という言葉が、具体的な内容の中に行くと消えてしまうので、もう少しどこかに入れてはどうか。	C
8		野村委員	全体を通して、「ジェンダー平等社会へ」と大きく謳っているが、なかなか「ジェンダー平等」という言葉が出てこなくて、最後の重点目標5にようやく出てくる。可能な範囲で言葉の置き換えをして、「ジェンダー平等」という言葉を使えるところは使っていった方がいいのではないかと。同じ意味ならばもう少し使っていくようにした方がいいのではないかと。例えば「教職員向けの男女共同参画を推進する教育についての研修」といった表現を「ジェンダー教育についての研修」という言葉に置き換えていくようにしてはどうか。	
9	用語	白河委員	言葉の定義をした方がいい。「ジェンダー」「シスジェンダー」、生まれつきの性別と社会的な性差ということに関して、言葉の説明を入れていただきたい。	B
10		井上委員	「性自認」とは何かという説明が必要。他のセクシャリティの要素との違いも含めて、分かりやすい形で示せるとよい。	B

No	項目	委員	ご意見	反映
11	基本目標	太田 バー クレ イ委 員	説明文の記載について、「生きづらさを解消された」はネガティブなニュアンスに受け取れる。「すべての人たちが社会の一員であると感じられる社会」といったポジティブなニュアンスとしてはどうか。	C
12		湯澤 委員	基本目標で「ジェンダー平等社会」を打ち出していることはすばらしいと思う。ただ、基本目標の説明文の「生きづらさが解消された社会」は、個人的な困難が解消される社会というイメージである。差別という問題は、構造的なところから作られている問題であって、その辺りの理解が広がることも必要なのではないか。	
13	基本理念	太田 バー クレ イ委 員	I、II、IVで「性別(※)」という言葉が使われているが、「性別(※)」を「ジェンダー(※)」にして、定義を「ジェンダー(※)は、男女に限らず、どのような性自認も含みます。」としてはどうか。「性別」だと、生まれ持った男女という二つの種類の性別のイメージがまだ強いと思う。「ジェンダー(※)」にすれば、「権利侵害や差別を受けず、すべての人が個人の力を発揮できるようにすること」に繋がり、ジェンダーの概念や定義が分かりやすくなって、ジェンダー平等社会との繋がりが見えてくるのではないか。	C
14	「性別」 の定義	白河 委員	「性別」の注釈について、「多様な」というのを入れてはどうか。「多様な性自認も含みます。」としてはどうか。	A (「すべて」に 修正)
15		井上 委員	「すべて」ではどうか。「すべて」にするのであれば、「※「性別」は」が「※「性別」には」に変えたほうが良い。	
16		太田 バー クレ イ委 員	「どのような」の方が違和感はないと思う。「どのような」は英語の「any」で、個々人が、自分のアイデンティティとして指定するものであればどんなものでも含まれるというニュアンスがある。もし変えるのであれば、「すべての」がより良いと思う。「多様な」ではこぼれ落ちるものがあるように感じる。	
17		橋本 委員	「あらゆる」性自認というのはいかがか。	
18	体系	岩田 委員	環境分野やデジタル分野について主要施策に書き込んでいるが、体系図のレベルでは、環境問題やデジタル社会についての問題意識が全く出てない。表現できていない。中柱や小柱の名称を工夫して、人口動態、グローバル化、デジタル化、地球環境問題という大きな社会変化の中でこのプランは対応しようとしているということを上手に表現できないか。	C

重点目標 1 あらゆる分野における男女共同参画

No	施策の基本方向	主な施策	事業など	委員	ご意見	反映
19	(1) 政策・方針決定過程における女性の参画		経済的自立	白河委員	岸田内閣の方針では、「女性の経済的自立」ということが女性政策の前面に出てきている。シングルマザーだけではなく、管理職を目指す、管理職になる、STEM 分野の人材になることも経済的自立の一つで、まだ全然達成されていないことなので、入れていただけるといい。重点目標 1 の説明文を「男女共同参画を一層進めるため、あらゆる分野における女性の活躍を促進し、女性の経済的自立を達成するとともに、家庭・地域活動への男性の参画をめざします。」としてはどうか。	C
20		①政治・行政分野における政策・方針決定過程への女性の参画	政治分野	岩田委員	政治分野について書き込んでいただいたのは大変いい。ここで大事なのはやはり「見える化」だと思う。各選挙の都度、選挙結果、或いは候補者の状況がどうだったか、それを党派別に見たらどうだったか、各市町村の何年の選挙でどうだったかというレベルでの「見える化」をやっていただければ、非常に力になることだと思う。	B
21			県庁内	岩田委員	県庁の中の女性職員を育成して、政策・方針決定のポジションに女性を登用するというのが、どれに該当しているのか分からない。県庁が自らやるべきこととして、県庁の中での政策・方針決定の場に、もっと女性を登用するためにしっかり育成すると、独立した項目で、あるいは主要施策のレベルでしっかり書いていただきたい。	A
22		②民間における政策・方針決定過程への女性の参画			鈴木委員	「管理職を目指す女性を対象として、マネジメント能力の向上を支援するセミナー等を実施します。」とあるが、民間企業だと女性管理職になる人はまだまだ少ないのが現状だと思う。セミナーをきっかけに、管理職女性を対象としたネットワークを構築し、孤独にならないよう、同じ管理職の立場で、女性の管理職ならではの困りごとを相談したり、アドバイス等を行えると、セーフティネットの1つとなって管理職を続けていくことができ、仕事がしやすくなるのではないかな。

No	施策の基本方向	主な施策	事業など	委員	ご意見	反映
23	1 政策・方針決定過程への女性の参画	②民間における政策・方針決定過程への女性の参画		太田バークレイ委員	「管理職を目指す女性を対象にして」とあるが、そもそもなぜ女性だけ、管理職を目指す、目指さないという質問が来るのかと思う。男性はそのようなことは聞かれず、みんな平等にマネジメントの能力向上しなさいとなる。「管理職を目指す」という文言が必要なのか。	A
24				白河委員	「女性の管理職人材の育成」のみで十分だと思う。目指す、目指さないというのはいらないと思う。	
25	2 あらゆる分野における女性の活躍促進	①女性の活躍の推進	なでしこブランド	湯澤委員	経済産業省などでも、東京証券取引所に上場する企業を対象として、なでしこ銘柄を選定するという事業も実施しているようだが、この計画の中でこのことを変更するという事は難しいと思うが、なでしこブランドという名称は、男女共同参画の視点からしていかがなのだろうか、疑問を持った。ホームページも色がピンクで、女性を作る商品を広めるという意味合いなのだが、以前も内閣府で女性活躍の計画が出た時にもピンクのチラシが作成され、やはり、女性＝ピンクというような、発想自体を変えて行くべきであると思う。	B
26		②女性の参画が進んでいない分野への女性の参画支援	環境分野	鈴木委員	「若い世代の理工系分野選択の促進、環境分野における女性の参画の促進など、女性の進出が少ない分野への女性の参画を促進します。」の環境分野における女性の参画の促進に下線が引いてあり、ここをもう少し書き込みつつ、タイトルにも少し入れ込むようなことができればよいのではないか。	A
27				岩田委員	環境分野について記載していただいたのは、ありがたいことだが、これは理工系への分野の女性の参画と重なるところもあれば、重ならないところもあり、できれば項目を分けて書いていただきたい。そして女性の参画の促進のための具体的な対策を書き込んでいただきたい。	C/A

No	施策の基本方向	主な施策	事業など	委員	ご意見	反映
28	2 あらゆる分野における女性の活躍促進	③農業や商工業分野における女性の参画支援	起業	鈴木委員	商工業に携わる女性の活躍支援について、女性の起業に対しても支援対象と入れた方がいいのではないかと。	B
29	3 家庭・地域活動への男性の参画			岩田委員	残された課題として非常に大きな課題であり、ここが変わらなければ、子育て等をしながら女性が活躍するというのは、なかなか難しいところだと思っている。ここでは主要な施策が少し書いてあるが、もう少し問題を掘り下げていただきたい。大きな問題は2つあって、1つは、男性や女性や職場の上司や経営者等の、人々の意識の中に男女別の役割分担というのがあって、それが根強いという点である。重点目標4「男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備」と重複するが、重複ということを書けば問題はない。もう1つは働き方の問題で、参画したいと思っても、それを許してくれないような働き方の実態があって、重点目標2「職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現」と重複するが、それもここで書いていただくことが必要だと思う。今の位置付けでは小柱がないということもあって、とても小さい課題のように見えてしまうので、しっかり書き込んでいただきたい。	A

重点目標 2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現

No	施策の基本方向	主な施策	事業など	委員	ご意見	反映
30	1 職業生活における活躍		経済的自立	岩田委員	経済的自立の問題を扱うとすれば、重点目標2ではないか。非常に大事な要素であるため、書き込んでいただきたいが、文言の項目として馴染むのは重点目標2ではないか。	C
31	支援	①女性の就業支援	ハラスメント	湯澤委員	就職活動の入口で排除されてしまう問題がある。国の「第5次男女共同参画基本計画」の雇用の分野の中でポイントの1つとして、就職活動中のセクシャルハラスメントの防止というものが上がっている。就職活動中のセクハラ或いは、例えば子供がいる女性が不利を被るといったような現状はあろうかと思うので、雇い入れ側の意識啓発や研修というものが必要だと思う。	A
32			学び直し	野村委員	重点目標2に入るか、重点目標3に入るかは、検討が必要だが、学び直し、リスキリング、生涯にわたって学び続ける、学び直しをしてキャリアを継続していくということ、より一層支援していく必要があると思う。再就職というと少し限定的な意味になるので、40代、50代、60代になっても、学び直しをするような機会を提供する、そういうような支援をするというのが、「職業生活における活躍支援」もしくは「生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援」どちらかに入るといいと思う。参考数値にも何か関連するようなものが1つ入るといいのではないかな。	A
33			起業	岩田委員	起業、スタートアップの問題については、重点目標2がいいのではないかな。	B
34			キャリア支援	井上委員	重点目標2は、もう少し広く施策の幅をとって、キャリア支援、キャリア形成等、若年層から取り組める施策を入れる必要がある。職業政策の充実や就業支援といった一時点での話ではなく、キャリア教育、キャリア形成という観点から就業支援を行っていく必要があると思う。単なる就職や再就職の支援ではない形での事業展開を何らかの形で入れていただきたい。	A

No	施策の基本方向	主な施策	事業など	委員	ご意見	反映
35	1 職業生活における活躍支援	①女性の就業支援	キャリア支援	白河委員	長い目を見た生涯的なライフキャリアのキャリア形成の支援、それに関しての就業支援ということで、「就職・再就職など、就業を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズを合わせた就業支援等を実施します。」とあるが、女性が希望しなければやなくてよいという印象を受ける。「将来の経済的な自立を目指した就業を支援します」というように、もう少し施策の幅を広く取ったらいいのではないか。このままの記載では、一度仕事を辞めた人が再就職するためのものになってしまう。	A
36				白河委員	介護分野とデジタル分野は給与が違うので、これを両方並べるのも、ちょっといかなものか。長い目でキャリア形成しながら、経済的な自立を目指して安定的に給料もいい方向を目指すといった施策に広げて欲しい。	
37				鈴木委員	キャリアデザインやキャリアマネジメントの視点で、長い人生という視点でキャリア形成していくことが必要。	
38				岩田委員	キャリア支援に、人生100年というのを念頭に置いた支援のあり方を追加していただきたい。	
39				鈴木委員	女性が再就職しようと思ったときに、正規で仕事に就くことというのはなかなか難しく、非正規から入って、正規に転換するなどの方が多く現状があると思うので、非正規の女性の支援等を施策として入れていただきたい。	
40	岩田委員	非正規雇用については非常に難しい問題で、それに対して県に何ができるかということと本当に難しく、キャリア教育でそういうことに陥らないようにする点では効果があると思うし、職業相談カウンセリング、職業教育訓練のあり方、トライアルで就業体験をして正規雇用に結びつけるようなやり方、職業紹介の具体的なあり方等いろいろあるが、どれが決め手というわけにいかず、やはり大きく取り上げていただく必要があると思う。				

No	施策の基本方向	主な施策	事業など	委員	ご意見	反映
41	1 職業生活における活躍支援	①女性の就業支援	男女間賃金格差	湯澤委員	男女の賃金格差の是正ということ、自治体レベルの計画の中で、何か位置づけることはできないか。国の計画にも触れられていないが、2010年には、厚生労働省がすでに男女間の賃金格差解消のためのガイドラインを出していて、7月から施行されている女性活躍促進推進法の制度改正で、情報公表項目の中に男女の賃金の差異を必須とするということが盛り込まれた。このような新しい潮流の中で男女の賃金格差の解消ということ、何か入れられないか。「第5次男女共同参画基本計画」では、第2分野の雇用のところで男女間の賃金格差の解消という1項目だけはあるが、具体化の提案というところではもう少し実践的なものがあると良いと感じている。	C
42				岩田委員	男女間賃金格差については是非取り上げるべきだと思う。施策としてはなかなか難しく、なぜなら賃金格差というのはあくまで結果である。男女が就業する分野が違ったり、管理職になる女性が少なかったり、専門職が少なかったり、あるいは仕事が途中で中断するとか、正規、非正規、総合職、一般職とか、そういう様々な男女の就業実態の違いがあって、それが結果として出てくるのが賃金格差である。そのため、男女の賃金格差の解消を施策のターゲットとして目指しても達成が難しいと思う。他の施策をやった結果が賃金格差の縮小になるという位置付けで難しいのだが、就業実態の量の面は、就業率や労働力率で把握できるが、質の面をどう把握するかということやはりそれは賃金格差だと思う。例えば事業所からの届出というのも条例に基づいてやっているの、その届出で賃金格差を出していただいて、少なくとも、県内の実態について情報開示をするとか、実態把握とか、情報開示とかそういうことは可能かと思う。賃金格差についても何か取り上げることができないか。	

No	施策の基本方向	主な施策	事業など	委員	ご意見	反映
43	1 職業生活における活躍支援	④就業環境の整備	ハラスメント	湯澤委員	セクハラ・マタハラを取り上げていただいて、労働相談を実施をするとあり、これも重要なのだが、その事前の抑止となるような雇入れ側がきちんと意識改革をしていくような研修が必要だと思う。	A
44	2 働き方改革と多様なワークスタイルの推進	①長時間労働の是正と多様な働き方の促進	テレワーク	鈴木委員	テレワークが挙げられているが、中小企業向けのテレワーク支援などは改定プランでは抜け落ちているのか、もう必要ないのか、その辺りの判断がつかない。	A
45				岩田委員	テレワークも中小企業についてはまだまだだと思うし、大企業についても、本当に定着するかどうかというのはわからない。コロナ感染の問題がなくなった時に、本当に働きやすさの観点から定着するのか、それともやはり遠慮しながらでないと利用できない働き方なのか、今は微妙なタイミングだと思う。まだまだ定着しているということではないと思うので、テレワークもやはり柱として立てていただいた方がいいと思う。	
46				井上委員	コロナを契機として、テレワーク等の働き方が浸透したが、その進んだ背景に、家庭にもものすごく大きな負荷がかかった中での出来事だったということを、やはり忘れてはいけないと思っている。例えば中間オフィスの整備とか、使いやすい拠点づくりみたいなものを、県が地域ごとにするとか、秘密保持の問題があるので企業の間接オフィスは難しいのだが、それをもう少し推進する方向に動いていくということを意識していただきたい。	

重点目標3 男女共同参画の面から見た健やかで安全・安心なくらし

No	施策の基本方向	主な施策	事業など	委員	ご意見	反映
47			横軸と縦軸	萩原委員	「困難を抱えた女性に対する支援」は、横軸の施策なので、本当は縦にも施策がすべて貫いているというところがもう少しわかるといいと思う。様々な計画すべてそうだと思うのだが、障害のある女性に対する支援もそうだが、ここだけに書かれて、この支援ですべてだということではないということが表現されるといいと思う。	C
48		岩田委員		プランにおいて、対策、分野ごとに整理されている中で、ここだけが対象別になっているのがわかりにくいかもしれず、工夫していただくとよい。		
49		太田バークレイ委員		LGBT等に対する支援が、ここにだけ入っていることに違和感を覚える。LGBT当事者の人達は、暴力が自分に起こったときに、例えば安心な気持ちで伝える場所がないとか、頼れる場所がないといった声を聞くので、LGBT等に対する支援はここだけではないと思う。		
50				井上委員	主要施策①、②、③の下に、具体的なポツが入っていない項目がいくつかある。県がどんな施策をするかというのは、説明が要るのではと思う。他のところも含めて、①等の下にポツを入れて、代表的なものや全体の施策を示すような説明をつけた方がいいのではないかな。	A
51				井上委員	全体として、この項目は特に目玉がわかりにくい。重点目標3はDV防止法に基づく基本計画でもあるため、これを単体として取り上げて見ることも可能であり、必要と思うのだが、その際、どこが重点なのかということがもっと分かるようにすることが必要だと思う。若年女性の問題、LGBTQSの問題が、もっと表面に出てきてもいいのではないかな。特にLGBTQに関しては、基礎自治体では対応できないという声を聞く。先端的な話は、DV防止法に関しても広域的な対応が必要なのは県の役目であって、そのあたりも含めてもう少しメリハリがあってもいいと思う。	C

No	施策の基本方向	主な施策	事業など	委員	ご意見	反映
52			若年女性	橋本委員	全体的に若い女性に関してあまり取り上げられていない、反映されていないと思う。	C
53				野村委員	やはり若い女性の視点が弱いと思う。特に重点目標3に書かれていること全部繋がる問題で、家庭に問題があったり、居場所がない女性、寄る辺のない女性が、貧困と性暴力と性感染症と繋がりがちで、望まない妊娠をして、それによりまた貧困に陥ったり、時には児童虐待に繋がったりして、そのすべてが悪循環に繋がっている。そういう人たちに手を差し伸べるのは、地方自治体が一番近いところにいるので、そういう人たちの支援をするともう少しはっきり書いてもいいのではないかな。	
54	1 あらゆる暴力の根絶		デートDV	橋本委員	「配偶者等」とあって、例えば恋人とかも含むのかもしれないが、やはりそこは配偶者だけではなくて、デートDVとか若い人たちの間でもあるのでそういうところを目立たせるために、デートDV等が含まれるような表現にしていきたい。	A
55		③ 犯罪被害者等に対する支援	若年女性	橋本委員	デジタル化の弊害として、若年層の性暴力被害やSNSを通じた暴力も増えており、SNSを通じて若年層の女性が性暴力に遭うという被害もあるので、そういったところもカバーする配慮が見える表現をしていただきたい。	C
56			性犯罪・性暴力	湯澤委員	性犯罪、性暴力をきちんと入れ込んでいただきたい。国で2020年に性犯罪性暴力対策の強化の方針が出され、2022年までが集中強化期間とされている。強化方針では、ワンストップ支援センターの位置付けの重要性も指摘されている。また、強化方針では、性暴力の加害者にもならないという教育が必要だとされていて、加害者を生み出さないために、何ができるかということも重要。	A
57				井上委員	ジェンダー暴力(ジェンダー・ベイスト・バイオレンス)としてはどうか。GBVは、国際的にはすでに定着している概念だと思うし、リベンジポルノなどのデジタル暴力も含めて、計画の中で施策の内容と方向性を明確にすることができると思う。	C

No	施策の基本方向	主な施策	事業など	委員	ご意見	反映
58	2 困難を抱えた女性等に対する支援		当事者目線	岩田委員	基本理念の「当事者目線に立つ」というのはすべての領域に関係してくるが、特にこの基本方向2が「当事者目線に立つ」という意識が最も必要な分野だと思う。一人ひとりが置かれている状況や、必要とされているものは違うので、本当に一人ひとりに寄り添った支援でなければならないと思うし、行政の窓口で待っていたら出てくるということはずななく、どういったアウトリーチをするか、そういうことが重要な領域ではないか。「当事者目線に立つ」という考え方を、この基本方向2でどうやって具体化するかということ、是非強調して書いていただきたい。	B
59				橋本委員	若い女性というのがあまり見えなくて、もちろん「生活困難者等」の中で、例えばもう家を飛び出してしまったような若い女性が道端、ト一横やビブレ横でたむろしているような子たちが、「生活困難者等」の中に含まれているかもしれないが、そういう中にもそういった若い女性、それからまだ仕事にもつたことないような子なども吸い上げていけるような、支援できるような表現を入れていただきたいと思う。	A
60		⑤生活困窮者等の自立に向けた支援		湯澤委員	カテゴリーで出していった時に、ひとり親、高齢者、単身女性の説明から入ることになってしまうが、例えば高齢期でなくても中高年期、中、壮年期にも女性の困難はとても大きい。そのため、高齢女性というくくりだけでいいのかという疑問がある。そういう意味では、例えば「⑤生活困窮者等の自立に向けた支援」などで、対象者が伝わるような文言があるとよいと思う。	
61				湯澤委員	自立支援ということが多用されているが、国の困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会の中でも、まずは回復支援が必要だということがすごく強調されたので、自立支援の前に回復支援ということが重要だという視点も入るとよいと思う。	C

No	施策の基本方向	主な施策	事業など	委員	ご意見	反映
62	2 困難を抱えた女性等に対する支援			岩田委員	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」への対応について、新しい法律ができたことを契機に、これまでの対策を総合的に見直して、新しいあり方を検討するということが分かるような書き方にしていきたい。	C
63		⑥ 性的マイノリティに対する支援		橋本委員	県としてパートナーシップ条例について目標にしていきたい。	C
64				岩田委員	参考数値として、パートナーシップ制度を設けている市町村の数を入れることにしたという説明があり、相当の数の市町村がパートナーシップ協定を導入しているが、まだすべてではないので、すべての市町村で制定されるように支援したり、或いは市町村の間でパートナーシップ協定を利用した様々な取り組みの連携を県が主導するといったことを文章としても書いていきたい。	A
65	3 生涯を通じた健康や生き生きとした暮らしの支援	② エイズ・感染症体に対する支援		野村委員	子どもや若者に対する性教育についての支援も入れられたらよいと思う。	A
66				萩原委員	性教育は、学校ではないところで性教育に触れられるチャンスが、ほとんど日本ではないので、性教育のあり方を、どこかで書かれた方がいいと思う、	C
67	4 防災・復興における男女共同参画の推進			矢作委員	大規模災害発生時中に男女共同参画センターから物資の提供等を行って、市町村と総合支援体制を形成するという取り組みや方向性があったと思うので、そういった部分が明文化されているといいと思う。	C

重点目標 4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備

No	施策の基本方向	主な施策	事業など	委員	ご意見	反映
68	2 子ども・若者に向けた意識啓発			太田 バー クレ イ委 員	中学生、高校生への言及はあるが、小学生の子供と話していると、そういう時から周りの様子や会話から察知していて、男女の固定的な性別役割分担意識をいろいろ植え付けられているような面を感じることがあるので、中学生、高校生だけではなくてもうちょっと若い世代に広げる文言もあってよいのではないか。	A
69	3 育児・介護等の基盤整備	① 育児等の基盤整備	放課後児童対策	湯澤 委員	2ポツ目「子育て支援人材の確保育成を図るほか、放課後児童対策を充実させるなど、育児等の基盤整備を図ります。」について、神奈川県の場合、学童保育が放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業として実施が一本化している事業なのか把握できていないが、放課後児童クラブに登録できなかった児童が相当数いる。雇用労働と子育てを両立する意味では、この学童保育は、全国的にも、すごく定員が過密になっている、もしくは入れないということは、問題になっていて、今回難しいにせよ、数値目標の中にそういうものを入れていくということも必要かと感じている。	C
70		② 介護の基盤整備	ヤングケアラー	太田 バー クレ イ委 員	「ケアラーの支援」について、ヤングケアラーへの支援をもっと意識して書いたほうがいいのではないか。	C

重点目標5 推進体制の整備・強化

No	施策の基本方向	事業など	委員	ご意見	反映
71	2 ジェンダー主流化とジェンダー統計		井上委員	とても大事なところだと思っていて、ジェンダー主流化、ジェンダー統計の二つ入れていただいたのは、とても重要だと思う。しかしこの説明では、ジェンダー統計については書かれているが、ジェンダー主流化については書かれていない。特にわかりにくい施策なので、難しいところでもあると思うが、ここはきちんと書いた方がいいと思う。	A
72	の促進		野村委員	県庁内でジェンダー統計について促進を図るのみならず、是非、県庁それから市町村の自治体の職員の方に、ジェンダー視点からあらゆる施策を鑑みていただきたい。ジェンダーレンズといった言い方をされることもあるが、ジェンダー視点を持ってあらゆる施策を見直すということ、是非、県から率先してやっていただきたいし、そのための研修等をしていただきたい。	
73			岩田委員	ジェンダーの主流化とジェンダー統計というのは①と②というように分けて、それぞれ何をやるのかということを書いていただきたい。	
74			岩田委員	ジェンダー主流化というのは、すべての政策をジェンダー視点で見直しをする、或いは新しく導入する、政策については事前にそういう観点でチェックすることだと思う。それを徹底するために、仕組みが必要であると思う。その仕組みを具体的にどうしたらいいのかというのは、是非検討していただきたい。私の案は、この男女共同参画審議会が、他の審議会等で作成するプランなどを、案の段階で見せてもらい意見を言う仕組みである。もちろん他のやり方もあると思うが、この男女共同参画審議会ではそれができるとし、それを例として提案している。共生推進本部という横串の組織があるので、共生推進本部が他局との関係で、ジェンダー主流化の観点から何ができるか、仕組みを作らないといけないと思う。	C

目標値・参考数値全体

No	重点目標	施策の基本方向	目標値/参考数値	委員	ご意見	反映
75				岩田委員	行政の取り組みで達成できる部分の第一分類と、人々の意識を変えようということを目指す第二分類と、意識だけではなくて実態も変えようという第三分類の3つに分けて考えたときに、その3つによって目標の立て方というのは変わってくると思う。第一分類の場合は、行政が本腰を入れて行えば達成できると思う。全く現状の数値を無視では難しいかもしれないが、未来の姿を描いた数値目標、そちらに引っ張られる目標を持って立てていただけたらいいと思う。一方、第三類型というのは、県庁が一生懸命県政でやったとしても、やはり効果が出てくるまでに時間がかかってしまう。様々な要因があって、第三類型の数値ができ上がってくるので、やはり過去のトレンドを見ながら、過去のトレンドがそのまま伸びるのか、それ数値の上昇がスピードアップするのか、もしくは数字の上昇が抑え気味になるのかというその辺りを見極めながら作っていくのだと思う。第二類型というのはその中間だと思う。人の意識を変えようというのは、実態を変えるよりは短期間で、意識は変わると思う。	A
76				鈴木委員	目標値の設定は、達成可能な目標値ということを意図していた方が取り組みやすいという思いと、目標ということで頑張る意味合いも込めて、高い目標値にするか悩んでいたのだが、岩田会長のご説明を聞いて、納得できるところがあり、私としてはどれがいいということは言いにくいですが、野村委員の意見や岩田会長の分類に基づくご説明に賛同したい。	
77				井上委員	目標値は、強気のところと消極的なところがあると思うが、具体的な施策の展開と、その見込まれる効果との関係で考えるべきだと思う。	
78				岩田委員	男女別の数字が取れるかどうかということは調査していただき感謝する。数字を取れるものは基本的に、数値目標も、参考値も、男女別に載せていただきたいと思う。	B

No	重点目標	施策の基本方向	目標値/参考数値	委員	ご意見	反映
85	2 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現	1 職業生活における活躍支援	25～44歳の女性の就業率	野村委員	80.2%（2027年度）で良いのではないかと。	82.0%
86				岩田委員	第三類型になるので、トレンドを見ながら数値を設定していくものだと思う。80%は優に超えると思うので、国の「第5次男女共同参画基本計画」の目標値が82%であるので82%でどうか。	
87	3 男女共同参画の面から見た健康やかで安全・安心な暮らし	1 あらゆる暴力の根絶	夫婦間における次のような行為を暴力と認識する人の割合	野村委員	「100%」（2027年度）で良いと思う。	2017年度より増加すること
88				岩田委員	目標の作り方がここだけ異質だと思う。100%は理想的な姿で、こうありたいという数値だが、意識の変革に該当する第二類型であって、理想の数値である100%に、これまでのトレンドを見ながら、どこまでだったら施策的にその数値に近づけるかということだと思う。①～⑤までの認識の割合が80%程度、それが落としどころではないか。それでもチャレンジングな目標ではないか。	
89	4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備	1 固定的な性別役割分担意識等の解消のための意識改革	夫は外で働き妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」人の割合	野村委員	「2021年度より増加すること」（2027年度）で良いのではないかと。	2021年度より増加すること
90				岩田委員	2021年度より増加することという目標の立て方は、目標としてふさわしくないと思う。人の意識を変えようということ、今より悪化しないといった無難な考えではなく、前向きに変えていくという考えが必要だと思う。現在の第4次プランでも、こういった目標の作り方になっているが、思い切って変えていただきたいところではある。第4次プランの計画期間中を見ると、約8ポイント伸びて86.1となっているので、目標として90%、或いは90%を上回るという数値でも無理がない目標かと思う。	

No	重点目標	施策の基本方向	目標値/参考数値	委員	ご意見	反映
91	4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備	1 固定的な性別役割分担意識の解消のため意識改革	夫は外で働き妻は家庭を守るべきだ」という考え方について「そう思わない」18～29歳の人の割合	岩田委員	どうしてもこの数字は使いたいということで、残っているが、サンプル数が増やせないかという問題がある。これは県民ニーズ調査を所管する所属への働きかけだと思う。この調査項目に限ったことではないと思うが、どの行政分野でも若者の意識をしっかりと把握したいと思っているはずで、県民の意識調査で、若者のサンプルが少ないから統計として使えないというのでは、本当に困ってしまう。サンプルの補強というか、若者の抽出率をあげて、統計として使えるような調査の設計にしてもらおうことを、別途申し入れをしていただきたいと思う。	B
92	5 推進体制の整備・強化	3 進行管理	女性活躍推進法に基づく推進計画の策定率	野村委員	「100%」（2027年度）で良いと思う。	100%

参考数値

No	重点目標	施策の基本方向	目標値/参考数値	委員	ご意見	反映
93	1 あらゆる分野における男女共同参画	2 あらゆる分野における女性の活躍促進	大学等の学生に占める女子学生の割合(理学、工学)(全国)	岩田委員	これらが従来は県単位で取れていたのが、取れなくなって、全国ベースになるとのことだが、全国ベースのデータでも無いよりはあった方がいいと思うが、従来数字が取れていたのが、取れなくなるというのは、ジェンダー統計を推進しようというこの時勢で、逆行ではないかと思う。県単位で取れないというのを、元に戻せないか。	C
94			大学等における専門分野別教員の女性の割合(全国)			

参考数値への追加

No	項目	委員	ご意見	反映
95	女性管理職ゼロの企業	野村委員	参考数値として入れるのが可能ならば、重点目標に関連して、管理職の目標値以外に女性の課長層相当職以上が0の割合というのが、神奈川県でわからないにしても全国では把握でき、令和3年度の雇用均等基本調査では、0の企業が4割以上あるので、そういう数字を出しておく、これはやはり大変だと危機感を抱いてくれる人がいるのではないか。	C
96	男性の育児休業	鈴木委員	参考数値に追加していただけるといいと思う項目として、重点目標1に関して、男性の育児休業が目標に掲げられているので、男性の育児休業の取得日数を出していただくと、育休のイメージが掴みやすいと思う。	B
97		白河委員	男性の育児休業について、今年の10月から施行される新制度の産後パパ育休の数値も参考数値として出せないか。	C
98	就業率	鈴木委員	重点目標2に関して、25歳～44歳の就業率に加えて、いわゆるM字の二つ目の山に当たるような、45歳から60歳ぐらいの人たちの就業率というのも、出した方がいいのではないか。二つ目の山に該当する部分は、正規、非正規のおそらく非正規が多いということと、女性管理職を考えたときに、恐らくターゲットになってくるのは、40代後半ぐらいからで管理職に就く人も多いと思う。	C
99	ひとり親	湯澤委員	養育費の相談件数が上がっても、実際の暮らしはよくなる、というところがあって、平成28年の神奈川県のひとり親家庭へのアンケートでは、養育費をもらっている人は27.7%である。参考数値に、実際に受給できているか、というような数値が入っていた方が良いのではないか。	C
100		湯澤委員	ひとり親の収入について、神奈川県のひとり親へのアンケートで何年のものか分からないが、児童のいる世帯の年収が646.9万円、母子世帯の年収は213.8万円と甚だしく厳しい状況である。この神奈川県のひとり親へのアンケートが、何年ごとに行われているのか分からないが、なるべく実態を拾っていく努力が必要だと思う。	C
101		岩田委員	ひとり親について、年収の数値が定期的に拾えるのであれば、是非参考数値として取り上げていただきたい。	
102	福祉従事者	鈴木委員	重点目標4に関して、いわゆるケアマネージャーやホームヘルパー等、その辺りの人数も取ってほしい。また、県内にどれぐらいの方が従事しているのか、資格を持っているのか、そもそもそういうデータがとれるのかという問題もあるが、その辺りもあるといい。	C